

原産品申告明細書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 仕入書の番号及び日付	
2. 原産品申告書における產品の番号	
3. 產品の關稅分類番号	
4. 適用する原產性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input type="checkbox"/> PSR (<input type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP・ <input type="checkbox"/> DMI・ <input type="checkbox"/> ACU)	
5. 上記 4.で適用した原產性の基準を満たすことの説明	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 印又は署名 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所) 印又は署名	
作成	年 月 日

(規格 A 4)

原産品申告明細書は、原産品申告書の產品毎に作成。

「原産品申告書における產品の番号」欄には、原産品申告書（C-5292）中2.產品の概要における產品の欄の番号（[1]、[2]など）を記載。

「適用する原産性の基準」欄において、適用する基準にチェックを付す。なお、PEは「原産材料のみから完全に生産される產品」、WOは「完全生産品」、PSRは「品目別規則」、CTCは「関税分類変更基準」、VAは「付加価値基準」、SPは「加工工程基準」、DMIは「僅少の非原産材料」、ACUは「累積」を表す。

「原産性の基準を満たすことの説明」欄には、適用する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる、以下のような事実を記載。なお、以下の記述は例示であり、どのように原産性の基準を満たしているのかについての説明が記載されたものであれば、以下の例示に限定されるものではないので留意。

- ・ **完全生産品**：当該產品が、オーストラリアにおいて完全に得られた產品であることを確認できる事実（オーストラリア協定第3・3条(a)から(1)までのいずれに該当するのか等）

- ・ **原産材料のみから完全に生産される產品**：すべての一次材料（產品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）がオーストラリアの原産品であることを確認できる事実

- ・ **関税分類変更基準**：すべての非原産材料の関税率表番号（2012年版）。

（注1）適用する品目別規則に応じ、確認する関税率表番号の桁数が異なるので留意。また、例えば、4桁変更の品目別規則を適用しようとする產品に係る非原産材料について、他の類（2桁）からの変更があることが確認できる場合には、当該非原産材料の関税率表番号の記載は2桁まで足りるので留意。

- ・ **付加価値基準**：產品のFOB価額とすべての非原産（一次）材料の価額による計算式によって、特定の付加価値を付けていることが確認できる事実

（注2）当該FOB価額及びCIF価額とは輸出締約国における価額とし、当該CIF価額が不明な場合には当該非原産材料を產品の生産者が仕入れた価額とする。また、例えば、全ての非原産材料のCIF価額の確認ができない場合に、確認できる原産材料の仕入価額等を用いて付加価値基準を満たすことが合理的に証明できるときは、当該非原産材料のCIF価額を記載させる必要はないので留意。

- ・ **加工工程基準**：当該基準に係る特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる製造工程

- ・ **その他の原産性の基準**：輸入しようとする產品がオーストラリア協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実

（注3）「原産性の基準を満たすことの説明」欄への記入にあたり、記載しきなれない場合は、別添のとおりとして、別の紙にその説明となる事実を記載し、提出することも可。

（注4）上記の事実について、既存の資料がある場合には、当該資料に5.欄以外の事項を付記したものも提出することも可。

「作成者」欄において、代理人が作成する場合には、代理人の押印又は署名をし、作成者の押印又は署名を要しない。